

税のお知らせ

市・県民税の申告は3月15日までに

必要書類など、詳しくは市民税課へお問い合わせください。
税務署に所得税の確定申告をした方は、市・県民税の申告は不要です。

3月15日(金)まで(土曜・日曜を除く。午前9時～午後4時) 陽市役所第二庁舎5階会議室A・C

※申告等の内容に基づき、平成31年度(2019年度)市・県民税の課税(非課税)証明書などの交付は、6月中旬以降になります

国民健康保険税の納税通知書をお送りします

平成30年度の市・県民税について、申告等により年税額に変更のあった方や新たに課税された方、退職等により納付方法が変更された方に通知書と納付書

を3月8日(金)に発送します。新たにお送りする納付書でお納めください。

国民健康保険税の納税通知書をお送りします

平成30年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに課税された方、年金からの特別徴収を口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を3月15日(金)に発送します。

国保のお知らせ

国民健康保険税の納税通知書をお送りします

平成31年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに課税された方、年金からの特別徴収を口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を3月15日(金)に発送します。

国民健康保険税の納付方法を

平成31年度(2019年度)の国民健康保険税を、6月以降新たに年金からの特別徴収で納付予定の方に、納付方法選択についてのダイレクトメールを発送します

決定通知書を受け取った方のうち、平成31年度(2019年度)の国民健康保険税の徴収方法が変更となった方に仮徴収額変更通知書を3月15日(金)に発送します。該当の方は6月から口座振替または納付書での納付となります。

国民健康保険税の納付方法を

平成31年度(2019年度)の国民健康保険税を、6月以降新たに年金からの特別徴収で納付予定の方に、納付方法選択についてのダイレクトメールを発送します

市税および国民健康保険税の徴収対策を強化していきます

市税等は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限(納期限)までに自主的に納めていただくものです。多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況です。税負担の公平性および税収入を確保するため、徴収対策を強化しています。納期内の納付、早期の納付にご協力をお願いします。

個別相談を受け付けます

3月19日(火)～26日(土) 土曜・日曜日、祝日を除く)に市民活動支援課で助成事業に関する相談を受け付けます。ご希望の方は事前に左記へ。市民活動支援課(第二庁舎2階) ☎963319153

越谷しらこぼと基金助成事業の募集

越谷しらこぼと基金では、快適で活力ある魅力的なふるさと作りを目指して行われる市民活動事業を募集します。

〈対象事業の実施期間〉 交付決定日～平成32年(2020年)3月31日(火)
〈申込み資格〉 市内に活動の本拠を有し、期間内に事業が終了する見込みがある団体
〈選考・決定方法〉 申請団体によるプレゼンテーション、越谷しらこぼと基金運営委員による意見交換を経て、市長が決定します
〈申込み方法〉 3月22日(金)～29日(金)に、書類に必要事項

を記入し、直接市民活動支援課へ。必要書類は市民活動支援課、各地区センター、市民活動支援センター「ななサポこしがや」で配布するほか、市ホームページから印刷できます

1989年1月8日から始まった「平成」の時代が、2019年4月30日をもって終わります。「平成」の時代は、激動する世界情勢に日本も大きな影響を受けたほか、自然災害の多発、先端技術の目覚ましい進展、ライフスタイルの変化、価値観の多様化など、あらゆる面で変化の目まぐるしい時代でした。

人権それは愛 人権について考えてみよう ～「平成」から新時代に向かって～

「平成」の30年間には、「人権教育啓発推進法」をはじめ、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」など、人権に関する多くの法律が施行され、法整備の面では進展がありました。

越谷市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方へ 平成30年度の間ドック検診料助成の申請・請求は3月29日(金)までです

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
対象者	年度年齢40歳以上で越谷市国民健康保険に加入の方	越谷市で資格を有する後期高齢者医療制度に加入の方
助成金額	平成30年度(30年4月1日～31年3月31日)に受診した人間ドックの検診に要した費用で10,000円を限度とし、1人につき1年度に1回の助成	
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税または後期高齢者医療保険料に滞納がないこと 人間ドックの検査項目に特定健診の基本的な検査項目を含むこと 助成を受ける年度の特定健診または後期高齢者健診を受診していないこと 	
申請・請求	人間ドックを受診後、申請書、問診・確認票(国保のみ)、請求書に次の書類を添付してご申請・ご請求ください。申請書等は国民健康保険課で配布します (持ち物) 国保・後期共通…保険証、検診機関で発行された人間ドック検診料の領収証(原本)、検診機関で発行された人間ドック検診結果の写し 国保の方…世帯主の印鑑、世帯主名義の振込先口座情報 後期の方…受診者の印鑑、受診者名義の振込先口座情報 *後期加入の方で健診結果の写しの提出が困難な方は、ご相談ください	

被保険者の健康の保持増進を図るため、国民健康保険(実施年度中40歳以上の方)または後期高齢者医療制度加入者の人間ドックに要した費用の一部を助成します。
*年度内に受診結果を提出できない場合は国民健康保険課へお問い合わせください
*助成後に特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診が
判定した場合、助成金を返還していただきます
*医療費控除特例制度(スイッチOTC薬除制度)の証明書を発行することができず、ご希望の方はお申し出ください
*平成30年分の確定申告等で使用する場合は、30年12月末までに受診したものが対象です。31年(2019年)1月1日～3月31日に受診したものは、31年分の確定申告等の対象です